

新	旧	備 考
<p>第40類 ゴム及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(e) (省 略)</p> <p>(f) 第95類の物品（運動用の<u>手袋</u>、<u>ミトン</u>及び<u>ミット</u>並びに第40.11 項から第40.13 項までの製品を除く。）</p> <p>3 ~ 9 (省 略) 総説</p> <p>ゴムの定義</p> <p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>(4) 再生ゴム（40.03 項の解説参照） (省 略)</p> <p>「加硫したもの」とは、一般に硫黄その他の加硫剤（例えば、塩化硫黄、ある種の多価金属の酸化物、セレン、テルル、チウラムジスルフィド、チウラムテトラスルフィド、ある種の有機過酸化物及びある種の合成重合体）<u>とともに</u>、加熱若しくは加圧によるか又は高エネルギー照射によって架橋したゴム（合成ゴムを含む。）をいうものとし、主に可塑性の状態から弾性の状態に変化したものである。硫黄による加硫の基準は、注4の目的、すなわち物質が合成ゴムであるかないかを決定する場合に限つて使用することに注意すべきである。物質が合成ゴムであると確認されるなら、これから得た物品は、硫黄により加硫されているか又はその他の加硫剤により加硫されているかにかかわらず、40.07 項から40.17 項までの目的のために加硫したゴムの物品とみなす。</p> <p>(省 略) (省 略)</p>	<p>第40類 ゴム及びその製品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(e) (省 略)</p> <p>(f) 第95類の物品（運動用の<u>手袋</u>及び第40.11 項から第40.13 項までの製品を除く。）</p> <p>3 ~ 9 (省 略) 総説</p> <p>ゴムの定義</p> <p>(1)~(3) (省 略)</p> <p>(4) 再生ゴム（40.03 項の解説参照） (省 略)</p> <p>「加硫したもの」とは、一般に硫黄その他の加硫剤（例えば、塩化硫黄、ある種の多価金属の酸化物、セレン、テルル、チウラムジスルフィド、チウラムテトラスルフィド、ある種の有機過酸化物及びある種の合成重合体）<u>を</u>加熱若しくは加圧によるか又は高エネルギー照射によって架橋したゴム（合成ゴムを含む。）をいうものとし、主に可塑性の状態から弾性の状態に変化したものである。硫黄による加硫の基準は、注4の目的、すなわち物質が合成ゴムであるかないかを決定する場合に限つて使用することに注意すべきである。物質が合成ゴムであると確認されるなら、これから得た物品は、硫黄により加硫されているか又はその他の加硫剤により加硫されているかにかかわらず、40.07 項から40.17 項までの目的のために加硫したゴムの物品とみなす。</p> <p>(省 略) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>40.01 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) その他の形状の天然ゴム</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 技術的格付けをした天然ゴム (TSNR)</p> <p>(省 略)</p> <p>TSNRはゴムの等級、規格及び試験結果を格付けするため製造国のしかるべき権威によつて発行された試験証明書を添付していなければならない。ある製造国では、上記の表に記載したものより厳重な規格で格付けしていることがある。TSNRは<u>33と1/3</u>キログラムのペール状にし、ポリエチレンで包装したものがある。通常30又は36のペールはパレット化し、内側をポリエチレンライナーで被覆するか又はポリエチレンで収縮包装するかのいずれかである。各々のペール又はパレットは等級、重量、製造者コード等を示すために特別な印がつけてある。</p> <p>(3)~(5) (省 略)</p> <p>(C)~(H) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>40.01 天然ゴム、バラタ、グタペルカ、グアユール、チクルその他これらに類する天然ゴム(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) その他の形状の天然ゴム</p> <p>(省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 技術的格付けをした天然ゴム (TSNR)</p> <p>(省 略)</p> <p>TSNRはゴムの等級、規格及び試験結果を格付けするため製造国のしかるべき権威によつて提出される試験証明書を添付していなければならない。ある製造国では、上記の表に記載したものより厳重な規格で格付けしていることがある。TSNRは<u>331/3</u>キログラムのペールで<u>包装したもの及び</u>ポリエチレンで包装したものがある。通常30又は36のペールはパレット化し、内側をポリエチレンライナーで被覆するか又はポリエチレンで収縮包装するかのいずれかである。各々のペール又はパレットは等級、重量、製造者コード等を示すために特別な印がつけてある。</p> <p>(3)~(5) (省 略)</p> <p>(C)~(H) (省 略)</p> <p>(省 略)</p>	
<p>40.02 合成ゴム、油から製造したファクチス及び第40.01 項の物品とこの項の物品との混合物(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)</p> <p>(省 略)</p> <p>合成ゴムには、次の物品を含む。</p> <p>(a), (b) (省 略)</p> <p>(c) 次の物品で、上記(a)に定める加硫、伸長性及び復元性に係る条件に該当するもの</p> <p>(1), (2) (省 略)</p> <p>(3) 不飽和の合成物質と飽和の合成重合体との混合物(例えば、アクリロニトリル - ブタジエンゴムと<u>ポリ(塩化ビニル)</u>との混合物)</p> <p>(省 略)</p>	<p>40.02 合成ゴム、油から製造したファクチス及び第40.01 項の物品とこの項の物品との混合物(一次製品、板、シート又はストリップの形状のものに限る。)</p> <p>(省 略)</p> <p>合成ゴムには、次の物品を含む。</p> <p>(a), (b) (省 略)</p> <p>(c) 次の物品で、上記(a)に定める加硫、伸長性及び復元性に係る条件に該当するもの</p> <p>(1), (2) (省 略)</p> <p>(3) 不飽和の合成物質と飽和の合成重合体との混合物(例えば、アクリロニトリル - ブタジエンゴムと<u>ポリ塩化ビニル</u>との混合物)</p> <p>(省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>40.08 板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。） (省 略) この項には、次の物品を含む。 (A) (省 略) この場合において、<u>模様</u>を有しないもの、漂白してないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合する場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。<u>模様</u>を有するもの、なせんしたもの、これら以上の精巧な加工をした織物類及びパイル織物、チュール、レースなどの特殊な物品は単なる補強以上の機能を有するものとみなす。 (省 略) (B) , (C) (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a)~(g) (省 略) (h) ゴム糸と結合したメリヤス編物及びクロセ編物<u>(60類)</u></p>	<p>40.08 板、シート、ストリップ、棒及び形材（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）のものに限る。） (省 略) この項には、次の物品を含む。 (A) (省 略) この場合において、<u>模様編みの組織</u>を有しないもの、漂白してないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合する場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。<u>模様編みの組織</u>を有するもの、なせんしたもの、これら以上の精巧な加工をした織物類及びパイル織物、チュール、レースなどの特殊な物品は単なる補強以上の機能を有するものとみなす。 (省 略) (B) , (C) (省 略) この項には、次の物品を含まない。 (a)~(g) (省 略) (h) ゴム糸と結合したメリヤス編物及びクロセ編物<u>(60.01及び60.02)</u></p>	

新	旧	備 考
<p>4009 管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)製のものに限るものとし、継手(例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)を取り付けてあるかないかを問わない。)</p> <p>4009.11 - 継手なしのもの</p> <p>4009.12 - 継手付きのもの</p> <p>4009.21 - 継手なしのもの</p> <p>4009.22 - 継手付きのもの</p> <p>4009.31 - 継手なしのもの</p> <p>4009.32 - 継手付きのもの</p> <p>4009.41 - 継手なしのもの</p> <p>4009.42 - 継手付きのもの</p> <p>(省 略)</p>	<p>4009 管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く。)製のものに限るものとし、継手(例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ)を取り付けてあるかないかを問わない。)</p> <p>4009.10 - 他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの(継手なしのものに限る。)</p> <p>4009.20 - 金属のみにより補強し又は金属のみと組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)</p> <p>4009.30 - 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)</p> <p>4009.40 - 他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)</p> <p>4009.50 - 継手付きのもの</p> <p>(省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>40.10 コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。） (省略)</p> <p><u>- 伝動用のベルト及びベルチング</u></p> <p>4010.31 - - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト） のうちV-リブ型で、円の外周が60センチメートルを超えるものに限る。）</p> <p>4010.32 - - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト） のうちV-リブ型以外のもので、円の外周が60センチメートルを超えるものに限る。）</p> <p>4010.33 - - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト） のうちV-リブ型で、円の外周が180センチメートルを超えるものに限る。）</p> <p>4010.34 - - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト） のうちV-リブ型以外のもので、円の外周が180センチメートルを超えるものに限る。）</p> <p>4010.35 - - エンドレス状の同期ベルト（円の外周が60センチメートルを超えるものに限る。）</p> <p>4010.36 - - エンドレス状の同期ベルト（円の外周が150センチメートルを超えるものに限る。）</p> <p>4010.39 - - その他のもの (省略)</p> <p>ベルト及びベルチング（横断面が台形のもの）とはこれらの物品が一以上の「V」字型を横断面に持つものをいう。「V」字型の外面は、滑車の両側面に対して良好な締め付け作用を与え、すべりが最小になるように設計されている。これらには例えば次のような形状の断面をしたものも含まれる。</p> <p>(A) 単に台形の形をしたもの</p> <p>(B) 両方向に台形の形をしたもの</p> <p>(C) 二以上の台形の形が同じ面にあるもの（V-リブ型） V-リブ型ベルトは、Vベルトの一種であり、エンドレス状で、縦に歯の入った摩擦表面を有し、この表面は、同様の形状の滑車の溝に摩擦によってかみ合う。</p> <p>Vベルト又はベルチングの溝（成形又は切り出してつくられる。）は、たわみによる応力を減少させ、急速な曲げによる発熱を発散させる（特に高速で動く小さな滑車に使用されるベルトでは重要である。）。縦溝以外の溝はVベルト又はベルチングの分類に影響を与えない。</p> <p>(省略)</p>	<p>40.10 コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング（加硫したゴム製のものに限る。） (省略)</p> <p><u>- 伝動用のベルト及びベルチング</u></p> <p>4010.21 - - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト） のうちV-リブ型で、円周が60センチメートルを超えるものに限るものとし、溝があるかないかを問わない。）</p> <p>4010.22 - - エンドレス状の伝動用のベルト（横断面が台形のもの（Vベルト） のうちV-リブ型以外のもので、円周が180センチメートルを超えるものに限るものとし、溝があるかないかを問わない。）</p> <p>4010.23 - - エンドレス状の同期ベルト（円周が60センチメートルを超えるものに限る。）</p> <p>4010.24 - - エンドレス状の同期ベルト（円周が150センチメートルを超えるものに限る。）</p> <p>4010.29 - - その他のもの</p> <p>(省略)</p> <p>ベルト及びベルチング（横断面が台形のもの）とはこれらの物品が一以上の「V」字型を横断面に持つものをいう。「V」字型の外面は、滑車の両側面に対して良好な締め付け作用を与え、すべりが最小になるように設計されている。これらには例えば次のような形状の断面をしたものも含まれる。</p> <p>(A) 単に台形の形をしたもの</p> <p>(B) 両方向に台形の形をしたもの</p> <p>(C) 二以上の台形の形が同じ面にあるもの Vベルト又はベルチングの溝（成形又は切り出してつくられる。）は、たわみによる応力を減少させ、急速な曲げによる発熱を発散させる（特に高速で動く小さな滑車に使用されるベルトでは重要である。）。これらの溝は、あるタイプのVベルト及びベルチングにのみ存在するが、分類に影響を与えない。</p> <p>(省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>40.11 ゴム製の空気タイヤ (新品のものに限る。) (省略) - その他のもの (杉綾模様その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。)</p> <p>4011.61 - - 農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの 4011.62 - - 建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61 センチメートル以下のもの 4011.63 - - 建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61 センチメートルを超えるもの 4011.69 - - その他のもの - その他のもの 4011.92 - - 農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの 4011.93 - - 建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61 センチメートル以下のもの 4011.94 - - 建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61 センチメートルを超えるもの 4011.99 - - その他のもの (省略)</p> <p>号の解説 4011.61 から 4011.69 この号に含まれる各種タイプのタイヤの図を以下に示す。 (図) 4011.62、4011.63、4011.93 及び 4011.94 これらの号において、「建設用又は産業用の機械」には、採鉱に使用する車両及び機械を含む。</p>	<p>40.11 ゴム製の空気タイヤ (新品のものに限る。) (省略) - その他のもの</p> <p>4011.91 - - 杉綾模様その他これに類するトレッドを有するもの 4011.99 - - その他のもの</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説 4011.91 この号に含まれる各種タイプのタイヤの図を以下に示す。 (図) (新設)</p>	

新	旧	備 考
<p>40.12 ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ <u>- 更生タイヤ</u> <u>4012.11 - 乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの</u> <u>4012.12 - バス又は貨物自動車に使用する種類のもの</u> <u>4012.13 - 航空機に使用する種類のもの</u> <u>4012.19 - その他のもの</u> （省 略） ソリッドタイヤは、例えば、車輪付きのがん具及び可動式の家具製品に使用する。クッションタイヤは、シールドされた内部空隙を有するソリッドタイヤで手押し車及びトロリー電車に使用する。タイヤトレッドは、空気タイヤカーカスの周りに接着され、通常リブ型のトレッドの模様を有する。これらは、空気タイヤの更生に用いられる。この項には、交換性タイヤトレッド、すなわち、その目的のために特に設計されたタイヤカーカスに取り付けられるように輪状で提示されるものも含む。タイヤフラップは、金属製のリム又はスポークの端からインナーチューブを保護するために使用する。 （省 略） 。 。 — 号の解説 <u>4012.11、4012.12、4012.13、4012.19 及び4012.20</u> <u>4012.11、4012.12、4012.13 及び4012.19 の解説において「更生タイヤ」には、摩耗したタイヤトレッドをタイヤカーカスから取り除き、次の二つのうちいずれかの方法で、新しいトレッドを再生したものを含む。（ ）タイヤカーカスの上に、加硫してないゴムからトレッドを成形する方法。（ ）タイヤカーカスに、すでに加硫されたタイヤトレッドを加硫可能なゴムのストリップによって接着する方法。このようなタイヤは、トップキャッピング（トレッドの交換）、リキャッピング（サイドウォールの一部まで伸びる新しい材料によるトレッドの交換）又はビードからビードまでの更生（トレッドの交換とサイドウォールの一部又は全部の修理）がなされたものとも呼ばれる。</u></p> <p>（次葉へ）</p>	<p>40.12 ゴム製の空気タイヤ（更生したもの及び中古のものに限る。）並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、<u>交換性</u>タイヤトレッド及びタイヤフラップ <u>4012.10 - 更生タイヤ</u> （省 略） ソリッドタイヤは、例えば、車輪付きのがん具及び可動式の家具製品に使用する。クッションタイヤは、シールドされた内部空隙を有するソリッドタイヤで手押し車及びトロリー電車に使用する。交換性タイヤトレッドは、その目的のために特にデザインされたタイヤカーカスの上に取り付けられる。「交換性タイヤトレッド」には、空気タイヤカーカスの周りに接着され、通常リブ型のトレッドを持つものも含む。これらは、空気タイヤのトレッドの更生に用いられる。タイヤフラップは、金属製のリム又はスポークの端からインナーチューブを保護するために使用する。 （省 略） （新 設）</p>	

新	旧	備考
<p>40.12 (前葉より)</p> <p>4012.20 の中古タイヤは、摩耗したトレッドの溝（ただし、目視可能なものに限る。）を<u>切込み</u>によつて深くすることにより、再<u>切込み</u>又は再溝付けをすることがある。このような再溝付けは、通常、重車両（例えば、バス、貨物自動車）に使用されるタイヤに施される。再<u>切込み</u>又は再溝付けがなされた中古タイヤは、4012.11、4012.12、4012.13 及び4012.19 には属さない。</p> <p>4012.11、4012.12、4012.13、4012.19 及び4012.20 のタイヤは、もとのトレッドの模様に横又は斜めの溝を加えることによる補足的な再<u>切込み</u>がなされることがある。このような補足的な再<u>切込み</u>は、4012.11、4012.12、4012.13 若しくは4012.19 の更生タイヤ又は4012.20 の中古タイヤとしての分類に影響を与えない。</p> <p>ただし、補足的な再<u>切込み</u>がなされた新品の空気タイヤは、40.11 項の適當な号に属する。</p>		

新	旧	備 考
<p>40.15 衣類及び衣類附属品（<u>手袋、ミトン及びミット</u>を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）</p> <p> - <u>手袋、ミトン及びミット</u> （省 略） この項には、衣類及びその附属品（<u>手袋、ミトン及びミット</u>を含む。）、例えば、外科医用又はエックス線技師用、潜水夫用等に保護用の手袋及び衣類を含む（これらのものは、接着又は縫製でつなぎ合せたものか又はその他の方法で得られたものかのいずれかである。）。これらの物品には、次のものがある。 （省 略）</p>	<p>40.15 衣類及び衣類附属品（<u>手袋</u>を含み、加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限るものとし、用途を問わない。）</p> <p> - <u>手袋</u> （省 略） この項には、衣類及びその附属品（<u>手袋</u>を含む。）、例えば、外科医用又はエックス線技師用、潜水夫用等に保護用の手袋及び衣類を含む（これらのものは、接着又は縫製でつなぎ合せたものか又はその他の方法で得られたものかのいずれかである。）。これらの物品には、次のものがある。 （省 略）</p>	
<p>40.16 その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 (1)～(10) （省 略） (11) 板、シート及びストリップで、単に<u>長方形</u>以外の形状に切つたもの及びフライス削りをし、折り返しを付け、のり付け若しくは縫製でつなぎ合せ又はその他の加工をしたため40.08 項から除外される製品 (12) （省 略） （省 略）</p>	<p>40.16 その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。） （省 略） この項には、次の物品を含む。 (1)～(10) （省 略） (11) 板、シート及びストリップで、単に<u>四角形</u>以外の形状に切つたもの及びフライス削りをし、折り返しを付け、のり付け若しくは縫製でつなぎ合せ又はその他の加工をしたため40.08 項から除外される製品 (12) （省 略） （省 略）</p>	